

# 石綿による疾病に 気づいていない方を探しています。

石綿による疾病は、  
数十年前の仕事でも発症します。

●もう一度思い出してください。

- 過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことはありませんか。  
または、
- 過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。

●今、お体は大丈夫ですか。

- 息切れ、せき、胸が苦しい等の症状が出ていませんか。  
※石綿による疾病では、呼吸器系の症状がよく現れます。
- 中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。  
※石綿を吸い込んだ方に発症することのある病気です。

●ご家族などで…

- 中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は  
都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、

労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。



※特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。

平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象です。

※労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。

療養補償給付・休業補償給付の時効は2年、遺族補償給付の時効は5年です。

仕事や症状の種類は、厚生労働省ホームページの「石綿情報」をご参照ください。  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※石綿の業務に従事していた場合、健康管理手帳が交付され、健康診断を受けられる場合があります。  
※労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構  
ホームページ(<http://www.erca.go.jp/asbestos/>)をご参照ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省

## ●表面のチェック事項に少しでもお心当たりのある方

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください。

## ●石綿による疾病(☆)で療養や休業を必要とする労働者(※1)の方

(☆)石綿との関連が明らかな疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚があります。

○労働基準監督署で**労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付**の請求手続きを行ってください。

○過去の療養や休業についても、2年以内であれば請求できます。

○疾病が仕事上のもの(※2)と認められた場合には、上記給付の支給対象となります。

石綿を原因とする病気について、労災保険の支給対象に該当しない場合でも、救済給付(環境再生保全機構から給付)の対象となる場合があります。

救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

## ●石綿による疾病で亡くなられた労働者(※1)のご遺族の方

### ●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過していない場合

○労働基準監督署で**労災保険法に基づく遺族補償給付**の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。

○遺族補償給付の請求権の時効は、亡くなった日の翌日から起算して5年となっておりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

### ●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過した場合

○労働基準監督署で**石綿救済法に基づく特別遺族給付金(★)**の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。

(★)特別遺族給付金は平成18年3月26日までに亡くなった労働者(※1)のご遺族の方に限り支給される給付金です。

○**特別遺族給付金の請求期限は平成24年3月27日まで**ですので、お早めに請求手続きを行ってください。

石綿を原因とする病気について、遺族補償給付、特別遺族給付金の支給対象に該当しない場合でも、救済給付の対象となる場合があります。なお、救済給付の請求期限は、平成18年3月26日以前に亡くなられた場合には、平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。

救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

労災保険又は特別遺族給付金についてのお問い合わせ先：労働基準監督署・都道府県労働局

救済給付についてのお問い合わせ先：独立行政法人環境再生保全機構(☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>)、環境省地方環境事務所及び最寄りの保健所等でも受け付けています。

(※1)特別加入者も含まれます。

(※2)特別加入者を除き、労働者としての仕事による疾病に限ります。